

令和4年10月20日
運輸安全委員会

漁船第三盛漁丸乗組員負傷事故に係る意見に基づく報告について

運輸安全委員会は、標記につきまして令和元年8月29日付けで水産庁長官に対して意見を行っていたところですが、今般、意見に基づく措置の報告がありましたのでお知らせします。(別添)

なお、この通知については、意見の内容を反映したものとなっています。

4 水漁第 936 号
令和 4 年 10 月 6 日

運輸安全委員会
委員長 武田 展雄 殿

水産庁長官

漁船第三盛漁丸乗組員負傷事故に係る意見について

令和元年 8 月 29 日付け運委参第 37 号による標記意見を受け、まき網・棒受網漁船の操業安全の確保を確実に実施させるため、都道府県水産主務部長、関係団体代表及び漁業調整事務所長に対して、令和元年 9 月 9 日付けで別添のとおり通知したのでお知らせする。

なお、水産庁では、毎年 10 月を漁船安全操業推進月間と定め、漁船の安全操業に関する周知啓発を実施する他、「農林水産業・食品産業の現場の新たな作業安全対策」として、現場の事業者等が取り組むべき作業安全に対する認識を整理した規範を策定し、作業安全の取組の推進を図っている。



別記1（都道府県） 宛

運輸安全委員会からの意見について（通知）

日頃より漁船の安全操業に関し御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、この度、運輸安全委員会は、平成30年9月に熊本県の棒受網漁船第三盛漁丸で発生した、「漁船乗組員がサイドローラに巻き込まれて上肢の骨折等の重傷を負った事故（以下「同種事故」という。）」に関する船舶事故調査報告書を発表しました（令和元年8月29日）。さらに、運輸安全委員会は、近年、同種事故が多発したことを受け、平成25年から令和元年8月にかけて公表された同種事故に関する船舶事故報告書を取りまとめ、同日に運輸安全委員会ダイジェスト「漁船の安全運航のために～漁労中の揚網機等への巻き込まれ事故防止～」及び安全啓発リーフレットを公表しました。

また、同日付けで運輸安全委員会委員長から水産庁長官に対して、運輸安全委員会設置法（昭和48年法律第113号）第28条に基づき、別添「漁船第三盛漁丸乗組員負傷事故に係る意見について」（令和元年8月29日付け運委参第37号）が発出されました。

貴職におかれましては、漁船の安全操業について日頃より御指導いただいているところとは存じますが、上記について御了知の上、下記事項について、貴管下のまき網・棒受網漁船の船舶所有者及び乗組員に周知し、操業安全の確保に一層の御尽力をお願いいたします。

なお、大日本水産会、全国漁業協同組合連合会、全国まき網漁業協会、全国さんま棒受網漁業協同組合に対して、同様の通知を発出しましたので、御了知願います。

記

まき網・棒受網漁船の船舶所有者等は、下記の事項に留意し、サイドローラの管理・整備をするとともに、乗組員が適切に機器を使用するように指導すること。

- （1）乗組員の上衣は、裾や袖口を締め付けるなどしてサイドローラに巻き込まれないようにすること。
- （2）サイドローラの操作レバーに操作担当者をつけ、異常発生時、すぐにサイドローラを停止できるよう、操作担当者に、常時、サイドローラで行われる作業

の状況を監視させること。

- (3) 網の固定の際は、サイドローラを一旦停止した上、網の固定を行う作業者とサイドローラの操作レバーの操作担当者とは声を掛け合い、連携して作業を行うこと。
- (4) 網の固定を行う作業者は、手袋を着用して網の固定を行うと、手袋の指先部分が揚収中の網と回転しているサイドローラとの間に挟まれるおそれがあるので、網の固定の際、手袋を外すこと。
- (5) 次のとおり逆巻き（船内に揚収された網の一部が、サイドローラとブルワークの間から舷外側に出て、揚収中の網と回転しているサイドローラとの間に挟まれて巻き込まれる状態のことをいう。以下同じ。）の防止策をとり、逆巻きの未然防止に努めること。
 - ① 網の状況を注意深く観察し、逆巻きが起り得る状態の網の部位を認めた場合は、速やかにサイドローラを停止して、同状態を解消すること。
 - ② サイドローラ表面のゴム部分の傷は適宜補修を行うこと。
 - ③ 船内に揚収された網の一部が風を受けて逆巻きが起り得る状況では、甲板上に風よけのシートを展張すること。
 - ④ 船内に揚収された網の一部がブルワーク上に折り重ならないようにすること。
 - ⑤ 束になった状態の網をサイドローラで巻き上げると、船内に揚収された網の一部が捻じれて逆巻きが起ることがあるので、網をサイドローラ上に均しながら船内に揚収すること。
- (6) サイドローラの操作レバーに操作担当者をつけた場合においても、次のとおり操作レバーの適切な操作が行われなかったり、サイドローラを即座に停止することができなかったりするおそれがあるものと推定されることから、更なる安全性向上のため、サイドローラの緊急停止装置を導入することが望ましい。
 - ① サイドローラを使用して揚網作業中に、作業者の手等が揚収中の網と回転しているサイドローラとの間に挟まれた際、切迫した状況下、操作レバーの適切な操作が行われない場合がある。
 - ② 逆巻きは様々な状況で起り得ることから、その全てを予測又は防止することは困難であり、突然、逆巻きが起り、サイドローラを使用して網を船内に揚収する作業を行う作業者の手等が揚収中の網と回転しているサイドローラとの間に挟まれた場合、即座に操作レバーでサイドローラを停止することは容易ではない。
- (7) 揚網作業時にサイドローラを使用するまき網漁船において、サイドローラに網を固定することの代替措置として網の固定専用機器を導入することが望ましい。
- (8) サイドローラ、サイドローラの緊急停止装置又は網の固定専用機器は、各機器の製造会社が定めた取扱いに従って使用すること。

別記 1

北海道水産林務部長

青森県農林水産部長

岩手県農林水産部長

宮城県農林水産部長

秋田県農林水産部長

山形県農林水産部長

福島県農林水産部長

茨城県農林水産部長

千葉県農林水産部長

東京都産業労働局農林水産部長

神奈川県環境農政局農政部長

新潟県農林水産部長

富山県農林水産部長

石川県農林水産部長

福井県農林水産部長

静岡県経済産業部長

愛知県農林水産部長

三重県農林水産部長

京都府農林水産部長

大阪府環境農林水産部長

兵庫県農政環境部長

和歌山県農林水産部長

鳥取県農林水産部長

島根県農林水産部長

岡山県農林水産部長

広島県農林水産部長

山口県農林水産部長

徳島県農林水産部長

香川県農政水産部長

愛媛県農林水産部長

高知県水産振興部長

福岡県農林水産部長

佐賀県農林水産部長

長崎県水産部長

熊本県農林水産部長

大分県農林水産部長

宮崎県農政水産部長

鹿児島県商工労働水産部長

沖縄県農林水産部長

別記2（関係団体） 宛

運輸安全委員会からの意見について（通知）

日頃より漁船の安全操業に関し御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、この度、運輸安全委員会は、平成30年9月に熊本県の棒受網漁船第三盛漁丸で発生した、「漁船乗組員がサイドローラに巻き込まれて上肢の骨折等の重傷を負った事故（以下「同種事故」という。）」に関する船舶事故調査報告書を発表しました（令和元年8月29日）。さらに、運輸安全委員会は、近年、同種事故が多発したことを受け、平成25年から令和元年8月にかけて公表された同種事故に関する船舶事故報告書を取りまとめ、同日に運輸安全委員会ダイジェスト「漁船の安全運航のために～漁労中の揚網機等への巻き込まれ事故防止～」及び安全啓発リーフレットを公表しました。

また、同日付けで運輸安全委員会委員長から水産庁長官に対して、運輸安全委員会設置法（昭和48年法律第113号）第28条に基づき、別添「漁船第三盛漁丸乗組員負傷事故に係る意見について」（令和元年8月29日付け運委参第37号）が発出されました。

貴職におかれましては、漁船の安全操業について日頃より御指導いただいているところとは存じますが、上記について御了知の上、下記事項について、貴管下のまき網・棒受網漁船の船舶所有者及び乗組員に周知し、操業安全の確保に一層の御尽力をお願いいたします。

記

まき網・棒受網漁船の船舶所有者等は、下記の事項に留意し、サイドローラの管理・整備をするとともに、乗組員が適切に機器を使用するように指導すること。

- （1）乗組員の上衣は、裾や袖口を締め付けるなどしてサイドローラに巻き込まれないようにすること。
- （2）サイドローラの操作レバーに操作担当者をつけ、異常発生時、すぐにサイドローラを停止できるよう、操作担当者に、常時、サイドローラで行われる作業の状況を監視させること。

- (3) 網の固定の際は、サイドローラを一旦停止した上、網の固定を行う作業者とサイドローラの操作レバーの操作担当者とは声を掛け合い、連携して作業を行うこと。
- (4) 網の固定を行う作業者は、手袋を着用して網の固定を行うと、手袋の指先部分が揚収中の網と回転しているサイドローラとの間に挟まれるおそれがあるので、網の固定の際、手袋を外すこと。
- (5) 次のとおり逆巻き（船内に揚収された網の一部が、サイドローラとブルワークの間から舷外側に出て、揚収中の網と回転しているサイドローラとの間に挟まれて巻き込まれる状態のことをいう。以下同じ。）の防止策をとり、逆巻きの未然防止に努めること。
- ① 網の状況を注意深く観察し、逆巻きが起り得る状態の網の部位を認めた場合は、速やかにサイドローラを停止して、同状態を解消すること。
 - ② サイドローラ表面のゴム部分の傷は適宜補修を行うこと。
 - ③ 船内に揚収された網の一部が風を受けて逆巻きが起り得る状況では、甲板上に風よけのシートを展張すること。
 - ④ 船内に揚収された網の一部がブルワーク上に折り重ならないようにすること。
 - ⑤ 束になった状態の網をサイドローラで巻き上げると、船内に揚収された網の一部が捻じれて逆巻きが起ることがあるので、網をサイドローラ上に均しながら船内に揚収すること。
- (6) サイドローラの操作レバーに操作担当者をつけた場合においても、次のとおり操作レバーの適切な操作が行われなかったり、サイドローラを即座に停止することができなかったりするおそれがあるものと推定されることから、更なる安全性向上のため、サイドローラの緊急停止装置を導入することが望ましい。
- ① サイドローラを使用して揚網作業中に、作業者の手等が揚収中の網と回転しているサイドローラとの間に挟まれた際、切迫した状況下、操作レバーの適切な操作が行われない場合がある。
 - ② 逆巻きは様々な状況で起り得ることから、その全てを予測又は防止することは困難であり、突然、逆巻きが起り、サイドローラを使用して網を船内に揚収する作業を行う作業者の手等が揚収中の網と回転しているサイドローラとの間に挟まれた場合、即座に操作レバーでサイドローラを停止することは容易ではない。
- (7) 揚網作業時にサイドローラを使用するまき網漁船において、サイドローラに網を固定することの代替措置として網の固定専用機器を導入することが望ましい。
- (8) サイドローラ、サイドローラの緊急停止装置又は網の固定専用機器は、各機器の製造会社が定めた取扱いに従って使用すること。

別記 2

一般社団法人大日本水産会会長

全国漁業協同組合連合会会長

一般社団法人全国まき網漁業協会会長

全国さんま棒受網漁業協同組合組合長

別記3（漁業調整事務所） 宛

運輸安全委員会からの意見について（通知）

日頃より漁船の安全操業に関し御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、この度、運輸安全委員会は、平成30年9月に熊本県の棒受網漁船第三盛漁丸で発生した、「漁船乗組員がサイドローラに巻き込まれて上肢の骨折等の重傷を負った事故（以下「同種事故」という。）」に関する船舶事故調査報告書を発表しました（令和元年8月29日）。さらに、運輸安全委員会は、近年、同種事故が多発したことを受け、平成25年から令和元年8月にかけて公表された同種事故に関する船舶事故報告書を取りまとめ、同日に運輸安全委員会ダイジェスト「漁船の安全運航のために～漁労中の揚網機等への巻き込まれ事故防止～」及び安全啓発リーフレットを公表しました。

また、同日付けで運輸安全委員会委員長から水産庁長官に対して、運輸安全委員会設置法（昭和48年法律第113号）第28条に基づき、別添「漁船第三盛漁丸乗組員負傷事故に係る意見について」（令和元年8月29日付け運委参第37号）が発出されました。

貴職におかれましては、漁船の安全操業について日頃より御指導いただいているところとは存じますが、上記について御了知の上、下記事項について、貴管下のまき網・棒受網漁船の船舶所有者及び乗組員に周知し、操業安全の確保に一層の御尽力をお願いいたします。

なお、関係都道府県、大日本水産会、全国漁業協同組合連合会、全国まき網漁業協会、全国さんま棒受網漁業協同組合に対して、同様の通知を発出しましたので、御了知願います。

記

まき網・棒受網漁船の船舶所有者等は、下記の事項に留意し、サイドローラの管理・整備をするとともに、乗組員が適切に機器を使用するように指導すること。

- （1）乗組員の上衣は、裾や袖口を締め付けるなどしてサイドローラに巻き込まれないようにすること。
- （2）サイドローラの操作レバーに操作担当者をつけ、異常発生時、すぐにサイド

ローラを停止できるよう、操作担当者に、常時、サイドローラで行われる作業の状況を監視させること。

- (3) 網の固定の際は、サイドローラを一旦停止した上、網の固定を行う作業者とサイドローラの操作レバーの操作担当者とは声を掛け合い、連携して作業を行うこと。
- (4) 網の固定を行う作業者は、手袋を着用して網の固定を行うと、手袋の指先部分が揚収中の網と回転しているサイドローラとの間に挟まれるおそれがあるので、網の固定の際、手袋を外すこと。
- (5) 次のとおり逆巻き（船内に揚収された網の一部が、サイドローラとブルワークの間から舷外側に出て、揚収中の網と回転しているサイドローラとの間に挟まれて巻き込まれる状態のことをいう。以下同じ。）の防止策をとり、逆巻きの未然防止に努めること。
 - ① 網の状況を注意深く観察し、逆巻きが起こり得る状態の網の部位を認めた場合は、速やかにサイドローラを停止して、同状態を解消すること。
 - ② サイドローラ表面のゴム部分の傷は適宜補修を行うこと。
 - ③ 船内に揚収された網の一部が風を受けて逆巻きが起こり得る状況では、甲板上に風よけのシートを展張すること。
 - ④ 船内に揚収された網の一部がブルワーク上に折り重ならないようにすること。
 - ⑤ 束になった状態の網をサイドローラで巻き上げると、船内に揚収された網の一部が捻じれて逆巻きが起こることがあるので、網をサイドローラ上に均しながら船内に揚収すること。
- (6) サイドローラの操作レバーに操作担当者をつけた場合においても、次のとおり操作レバーの適切な操作が行われなかったり、サイドローラを即座に停止することができなかったりするおそれがあるものと推定されることから、更なる安全性向上のため、サイドローラの緊急停止装置を導入することが望ましい。
 - ① サイドローラを使用して揚網作業中に、作業者の手等が揚収中の網と回転しているサイドローラとの間に挟まれた際、切迫した状況下、操作レバーの適切な操作が行われない場合がある。
 - ② 逆巻きは様々な状況で起こり得ることから、その全てを予測又は防止することは困難であり、突然、逆巻きが起こり、サイドローラを使用して網を船内に揚収する作業を行う作業者の手等が揚収中の網と回転しているサイドローラとの間に挟まれた場合、即座に操作レバーでサイドローラを停止することは容易ではない。
- (7) 揚網作業時にサイドローラを使用するまき網漁船において、サイドローラに網を固定することの代替措置として網の固定専用機器を導入することが望ましい。
- (8) サイドローラ、サイドローラの緊急停止装置又は網の固定専用機器は、各機器の製造会社が定めた取扱いに従って使用すること。

別記 3

北海道漁業調整事務所長

仙台漁業調整事務所長

新潟漁業調整事務所長

境港漁業調整事務所長

瀬戸内海漁業調整事務所長

九州漁業調整事務所長

沖縄総合事務局農林水産部長